

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月4日
【計算期間】	第9期（自平成20年11月11日 至平成21年11月10日）
【ファンド名】	三井住友・DC年金日本株式225ファンド
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、225マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を組み入れることにより、実質的にわが国の株式に投資し、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または信託約款において、日経平均（日経225）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型	国 内 海 外	株 式 債 券 不 動 産 投 信	インデックス型

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

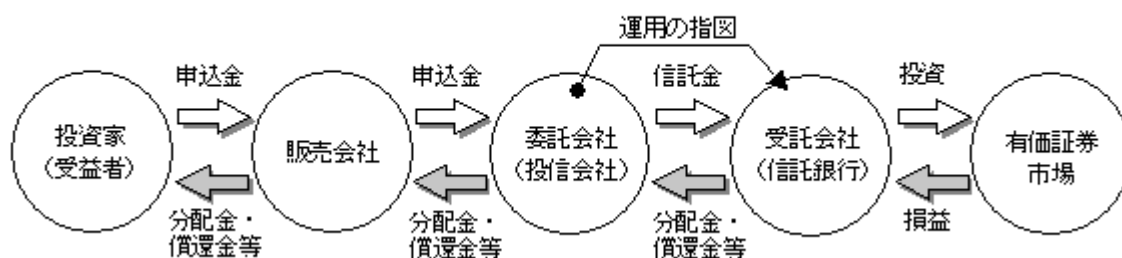
（ロ）受託会社「中央三井アセット信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

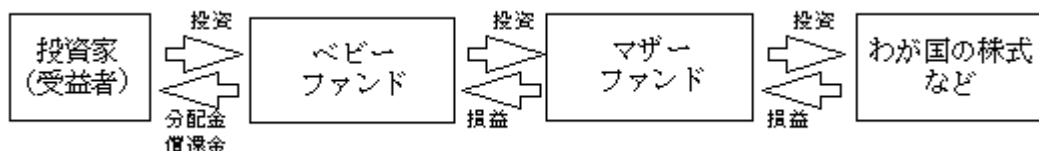
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成22年1月4日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

(平成22年1月4日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。

日経平均株価（日経225）とは

日経平均株価（日経225）とは、日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出されています。

()計算式

日経平均株価 = 採用225銘柄の株価合計 / 除数

- a. 株価の合計は、50円額面以外は50円額面に換算（額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出。）。
- b. 小数点第3位を四捨五入して第2位まで求める。
- c. 株価の採用優先順は、1. 現在の特別気配（または最終特別気配）2. 現在値（または終値）3. 基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配値、前日の終値の優先順で採用された値）

()除数の修正

採用銘柄中に市況変動によらない価格変動があった場合、原則として除数が修正されます。また、採用銘柄の入替えがあった場合に除数が修正されます。

()銘柄の入替え

毎年定期的（原則として毎年1回、10月の第一営業日に実施）に構成銘柄が見直されます。倒産による整理ポスト入りまたは上場廃止などの特別の事由により東証第一部上場銘柄でなくなったものは、随時構成銘柄から除外され、新たな銘柄が補充されます。

銘柄入替えの基準は、市場の動向をよりの確に反映するために、今後発生する市場環境や経済実態の変化、あるいは法規制の変化などに伴って、日本経済新聞社により変更されることがあります。

日経平均株価（日経225）に関する著作権、ならびに「日経」および「日経平均」の表示に関する知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

ロ 投資態度

(イ) 主としてマザーファンド受益証券に投資します。

(ロ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、変更することもあります。

(ハ) 運用の効率化を図るため、日経平均株価先物取引を利用することもあります。

(ニ) 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。

なお、実質投資比率は、信託財産に属する現物資産と先物の買建玉の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する現物資産と先物の買建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額から、信託財産に属する先物の売建玉の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する先物の売建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額を差し引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

(ホ) 株式以外への資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(ヘ) なお資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】**イ 投資対象とする資産の種類**

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

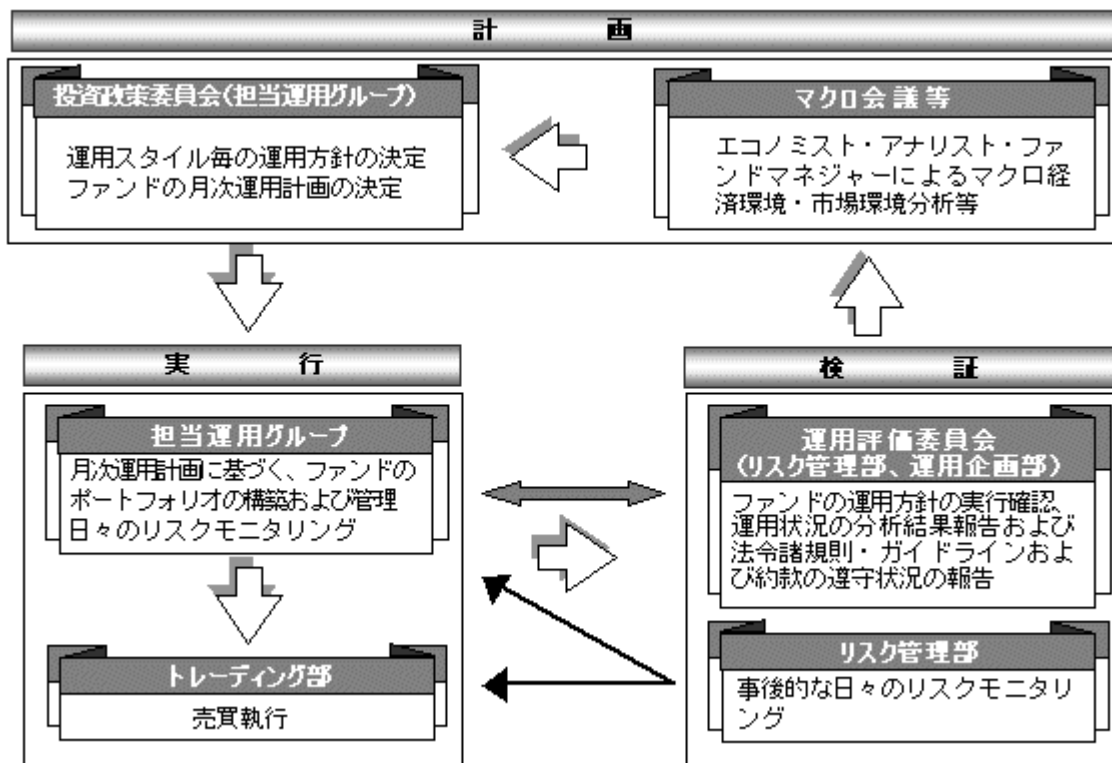
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

毎年1回(原則として11月10日、休業日の場合は翌営業日となります。)決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあります。
- ハ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)
- 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、当該銘柄の日経平均株価(日経225)における構成比率が10%を超える場合には、この限りではありません。
- ニ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- イ 投資する株式の範囲
 - (イ) 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 信用取引の指図範囲
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
- ハ 先物取引等の運用指図
 - (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ヘ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：225マザーファンドの投資方針等）**（１）投資方針等**

イ 基本方針

わが国の取引所に上場している株式のうち、日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指した運用を行うことを基本とします。

ロ 投資態度

- （イ）日経平均株価（日経225）に採用されている銘柄に原則として、等株数投資を行います。
- （ロ）株式の組入比率は高位を保ちます。
- （ハ）運用の効率化を図るため、日経平均先物取引を利用することもあります。
- （ニ）株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。なお、実質投資比率は、現物資産の時価総額と先物の買建玉の時価総額の合計額から先物の売建玉の時価総額を差し引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- （ホ）資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針（２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ５．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ６．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針（２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式への投資割合には、制限を設けません。
- （ロ）同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、当該銘柄の日経平均株価（日経225）における構成比率が10%を超える場合には、この限りではありません。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）インデックスに連動しない要因・留意点

当ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入る有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入る有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスに連動しないことがあります。

（ホ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

無手数料です。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年0.63%（税抜き0.6%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.27825% (0.265%)	年0.27825% (0.265%)	年0.07350% (0.070%)

()内は税抜き。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0042%（税抜き0.004%）の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

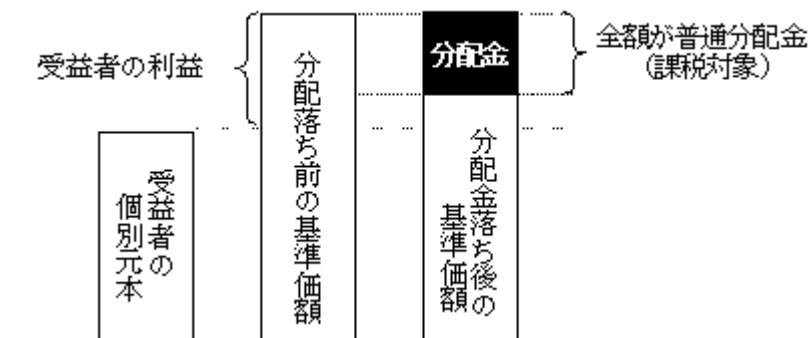
- イ 個別元本について
 - （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

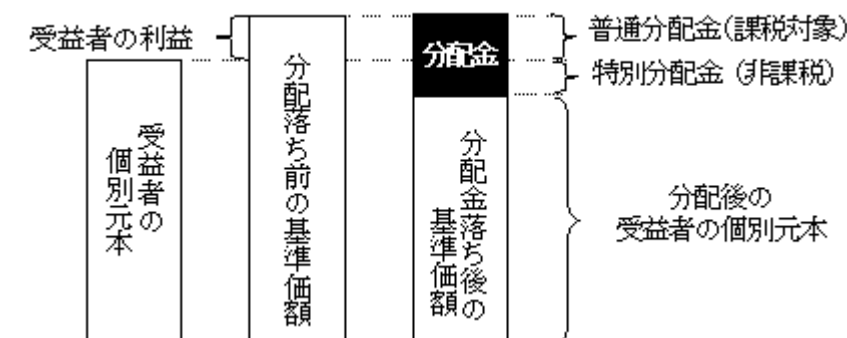
八 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税対象）となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、原則として受取配当にかかる益金不算入制度の適用が可能です。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は行いません。

株式以外への資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成21年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
225マザーファンド受益証券	日本	2,153,545,581	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,732,285	0.08
合計(純資産総額)		2,151,813,296	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成21年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	225マザーファンド	1,998,093,878	1.0073 2,012,693,176	1.0778 2,153,545,581	100.08

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成21年12月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
第1期(平成13年11月12日)(分配落)	933,632	9,336
第1期(平成13年11月12日)(分配付)	933,632	9,336
第2期(平成14年11月11日)(分配落)	9,679,167	7,832
第2期(平成14年11月11日)(分配付)	9,679,167	7,832
第3期(平成15年11月10日)(分配落)	48,257,473	9,762
第3期(平成15年11月10日)(分配付)	48,257,473	9,762
第4期(平成16年11月10日)(分配落)	296,857,835	10,255
第4期(平成16年11月10日)(分配付)	296,857,835	10,255
第5期(平成17年11月10日)(分配落)	731,765,613	13,219
第5期(平成17年11月10日)(分配付)	731,765,613	13,219
第6期(平成18年11月10日)(分配落)	1,512,791,579	15,218
第6期(平成18年11月10日)(分配付)	1,512,791,579	15,218

第7期(平成19年11月12日)(分配落)	1,719,948,283	14,457
第7期(平成19年11月12日)(分配付)	1,719,948,283	14,457
第8期(平成20年11月10日)(分配落)	1,267,084,216	8,726
第8期(平成20年11月10日)(分配付)	1,267,084,216	8,726
第9期(平成21年11月10日)(分配落)	1,968,707,228	9,584
第9期(平成21年11月10日)(分配付)	1,968,707,228	9,584
平成20年12月末日	1,297,780,316	8,506
平成21年1月末日	1,216,694,187	7,666
平成21年2月末日	1,175,706,077	7,261
平成21年3月末日	1,301,338,300	7,851
平成21年4月末日	1,450,182,274	8,546
平成21年5月末日	1,617,730,882	9,211
平成21年6月末日	1,760,391,899	9,635
平成21年7月末日	1,908,102,516	10,018
平成21年8月末日	1,939,306,080	10,147
平成21年9月末日	1,951,021,754	9,846
平成21年10月末日	1,990,464,136	9,745
平成21年11月末日	1,868,239,582	9,071
平成21年12月末日	2,151,813,296	10,245

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期(平成13年10月26日~平成13年11月12日)	0
第2期(平成13年11月13日~平成14年11月11日)	0
第3期(平成14年11月12日~平成15年11月10日)	0
第4期(平成15年11月11日~平成16年11月10日)	0
第5期(平成16年11月11日~平成17年11月10日)	0
第6期(平成17年11月11日~平成18年11月10日)	0
第7期(平成18年11月11日~平成19年11月12日)	0
第8期(平成19年11月13日~平成20年11月10日)	0
第9期(平成20年11月11日~平成21年11月10日)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	6.6
第2期	16.1
第3期	24.6
第4期	5.1
第5期	28.9
第6期	15.1
第7期	5.0
第8期	39.6
第9期	9.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

【参考情報：225マザーファンドの投資状況・投資資産】

(1) 投資状況

平成21年12月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	45,765,800,960	97.39
新株予約権証券	日本	3,650,000	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,223,050,335	2.60
合計(純資産総額)		46,992,501,295	100.00

当ファンドは、平成21年12月30日現在、株価指数先物取引を買建てしており、その評価額は1,212,100,000円(投資比率2.58%)です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成21年12月30日現在

国/地域	種類	銘柄名/業種	数量 (株)	帳簿価額 単価/金額 (円)	評価額 単価/金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリテイリング 〔小売業〕	176,000	16,690.00 2,937,440,000	17,470.00 3,074,720,000	6.54
日本	株式	ファナック 〔電気機器〕	176,000	7,620.00 1,341,120,000	8,630.00 1,518,880,000	3.23
日本	株式	京セラ 〔電気機器〕	176,000	7,430.00 1,307,680,000	8,170.00 1,437,920,000	3.06
日本	株式	ソフトバンク 〔情報・通信業〕	528,000	2,190.00 1,156,320,000	2,170.00 1,145,760,000	2.44
日本	株式	本田技研工業 〔輸送用機器〕	352,000	2,850.00 1,003,200,000	3,110.00 1,094,720,000	2.33
日本	株式	東京エレクトロン 〔電気機器〕	176,000	4,980.00 876,480,000	5,920.00 1,041,920,000	2.22
日本	株式	キヤノン 〔電気機器〕	264,000	3,410.00 900,240,000	3,910.00 1,032,240,000	2.20
日本	株式	T D K 〔電気機器〕	176,000	5,120.00 901,120,000	5,650.00 994,400,000	2.12
日本	株式	テルモ 〔精密機器〕	176,000	4,830.00 850,080,000	5,600.00 985,600,000	2.10
日本	株式	信越化学工業 〔化学〕	176,000	4,790.00 843,040,000	5,230.00 920,480,000	1.96
日本	株式	K D D I 〔情報・通信業〕	1,760	455,000.00 800,800,000	493,000.00 867,680,000	1.85
日本	株式	アドバンテスト 〔電気機器〕	352,000	2,010.00 707,520,000	2,405.00 846,560,000	1.80
日本	株式	セコム 〔サービス業〕	176,000	4,220.00 742,720,000	4,420.00 777,920,000	1.66
日本	株式	トヨタ自動車 〔輸送用機器〕	176,000	3,410.00 600,160,000	3,880.00 682,880,000	1.45
日本	株式	武田薬品工業 〔医薬品〕	176,000	3,580.00 630,080,000	3,830.00 674,080,000	1.43

日本	株式	ダイキン工業 〔機械〕	176,000	3,170.00 557,920,000	3,660.00 644,160,000	1.37
日本	株式	トレンドマイクロ 〔情報・通信業〕	176,000	3,080.00 542,080,000	3,530.00 621,280,000	1.32
日本	株式	アステラス製薬 〔医薬品〕	176,000	3,300.00 580,800,000	3,460.00 608,960,000	1.30
日本	株式	エーザイ 〔医薬品〕	176,000	3,280.00 577,280,000	3,420.00 601,920,000	1.28
日本	株式	オリンパス 〔精密機器〕	176,000	2,875.00 506,000,000	2,980.00 524,480,000	1.12
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ 〔情報・通信業〕	1,760	262,100.00 461,296,000	289,100.00 508,816,000	1.08
日本	株式	富士フイルムホールディングス 〔化学〕	176,000	2,565.00 451,440,000	2,790.00 491,040,000	1.04
日本	株式	デンソー 〔輸送用機器〕	176,000	2,475.00 435,600,000	2,780.00 489,280,000	1.04
日本	株式	ソニー 〔電気機器〕	176,000	2,615.00 460,240,000	2,670.00 469,920,000	1.00
日本	株式	日立建機 〔機械〕	176,000	2,285.00 402,160,000	2,415.00 425,040,000	0.90
日本	株式	三菱商事 〔卸売業〕	176,000	1,995.00 351,120,000	2,305.00 405,680,000	0.86
日本	株式	スズキ 〔輸送用機器〕	176,000	2,280.00 401,280,000	2,280.00 401,280,000	0.85
日本	株式	花王 〔化学〕	176,000	2,045.00 359,920,000	2,175.00 382,800,000	0.81
日本	株式	電通 〔サービス業〕	176,000	1,881.00 331,056,000	2,135.00 375,760,000	0.80
日本	株式	日本碍子 〔ガラス・土石製品〕	176,000	2,025.00 356,400,000	2,020.00 355,520,000	0.76

□ 種類別・業種別の投資比率

平成21年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)	種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.15	株式（国内）	その他製品	1.14
	鉱業	0.26		電気・ガス業	0.51
	建設業	2.33		陸運業	1.95
	食料品	4.05		海運業	0.39
	繊維製品	0.84		空運業	0.12
	パルプ・紙	0.45		倉庫・運輸関連業	0.41
	化学	6.73		情報・通信業	7.77
	医薬品	6.88		卸売業	2.67
	石油・石炭製品	0.59		小売業	8.68
	ゴム製品	0.76		銀行業	1.51
	ガラス・土石製品	1.73		証券、商品先物取引業	0.78
	鉄鋼	0.70		保険業	1.03
	非鉄金属	1.88		その他金融業	0.39
	金属製品	0.59		不動産業	2.03
	機械	5.34		サービス業	2.56
	電気機器	21.43		新株予約権証券	0.01
	輸送用機器	6.63		合計	97.40
	精密機器	4.10			

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成21年12月30日現在

種類	取引所等および 資産の名称	買建 / 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪証券取引所 日経平均225先物	買建	115	1,213,491,000	1,212,100,000	2.58

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成13年10月26日 信託契約締結、設定、運用開始。
（設定時の委託会社はさくら投信投資顧問株式会社）
- 平成14年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継、「DC年金日本株式225ファンド」から「三井住友・DC年金日本株式225ファンド」に名称を変更。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- （ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

無手数料です。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC225」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成13年10月26日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年11月11日から翌年11月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該

当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】**イ 信託の終了****(イ) 信託契約の解約**

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c ~ e までの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い**(イ) 収益分配金**

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権

については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ハ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期（平成19年11月13日から平成20年11月10日まで）および第9期（平成20年11月11日から平成21年11月10日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・DC年金日本株式225ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成20年11月10日現在)	第9期 (平成21年11月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	690,829	442,764
親投資信託受益証券	1,272,020,481	1,974,541,188
未収利息	8	-
流動資産合計	1,272,711,318	1,974,983,952
資産合計		
	1,272,711,318	1,974,983,952
負債の部		
流動負債		
未払解約金	685,026	441,562
未払受託者報酬	572,769	676,273
未払委託者報酬	4,336,638	5,120,308
その他未払費用	32,669	38,581
流動負債合計	5,627,102	6,276,724
負債合計		
	5,627,102	6,276,724
純資産の部		
元本等		
元本	1,452,040,293	2,054,162,501
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	184,956,077	85,455,273
元本等合計	1,267,084,216	1,968,707,228
純資産合計		
	1,267,084,216	1,968,707,228
負債純資産合計		
	1,272,711,318	1,974,983,952

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期	第9期
	自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
営業収益		
受取利息	5,878	1,202
有価証券売買等損益	746,224,084	180,281,516
営業収益合計	746,218,206	180,282,718
営業費用		
受託者報酬	1,176,308	1,138,105
委託者報酬	8,906,210	8,616,963
その他費用	67,096	64,908
営業費用合計	10,149,614	9,819,976
営業利益又は営業損失()	756,367,820	170,462,742
経常利益又は経常損失()	756,367,820	170,462,742
当期純利益又は当期純損失()	756,367,820	170,462,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	43,513,006	6,832,064
期首剰余金又は期首欠損金()	530,245,021	184,956,077
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,804,647	37,021,611
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	37,021,611
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,804,647	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,150,931	101,151,485
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,150,931	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	101,151,485
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	184,956,077	85,455,273

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	第9期 自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成19年11月13日から平成20年11月10日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 (平成20年11月10日現在)	第9期 (平成21年11月10日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 1,452,040,293口	当該計算期間の末日における受益権の総数 2,054,162,501口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 184,956,077円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 85,455,273円
3. 1単位当たり純資産額	0.8726円 (1万口 = 8,726円)	0.9584円 (1万口 = 9,584円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期 自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	第9期 自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,791,055円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(513,178,030円)、および分配準備積立金(140,271,565円)より、分配対象収益は670,240,650円(1万口当たり4,615.85円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,012,212円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(814,774,943円)、および分配準備積立金(134,985,557円)より、分配対象収益は974,772,712円(1万口当たり4,745.35円)であります。分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第8期（自平成19年11月13日 至平成20年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,272,020,481円	724,254,824円
合計	1,272,020,481円	724,254,824円

第9期（自平成20年11月11日 至平成21年11月10日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,974,541,188円	180,974,411円
合計	1,974,541,188円	180,974,411円

（デリバティブ取引に関する注記）

・取引の状況に関する事項

項目	第8期	第9期
	自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
1. 取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 先物取引 ・わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ・わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 スワップ取引 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。	同左

6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左
--------------------------	-------------	----

・取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第8期(平成20年11月10日現在)

第8期末現在、デリバティブ取引は行ってありません。

第9期(平成21年11月10日現在)

第9期末現在、デリバティブ取引は行ってありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期(自平成19年11月13日至平成20年11月10日)

該当事項はありません。

第9期(自平成20年11月11日至平成21年11月10日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第8期 (平成20年11月10日現在)	第9期 (平成21年11月10日現在)
期首元本額	1,189,703,262円	1,452,040,293円
期中追加設定元本額	483,095,564円	869,345,630円
期中一部解約元本額	220,758,533円	267,223,422円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種別	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	225マザーファンド	1,960,036,915円	1.0074円	1,974,541,188円

〔参考情報〕

当ファンドは、「225マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外であります。

「225マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

期 別	第 8 期 (平成20年11月10日現在)	第 9 期 (平成21年11月10日現在)
科 目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,807,458,657	1,825,424,536
株式	38,561,239,000	43,807,093,200
新株予約権証券	-	3,796,000
派生商品評価勘定	334,038,100	3,364,901
未収配当金	312,497,560	261,054,200
未収利息	22,283	4,000
前払金	-	66,465,000
差入委託証拠金	446,310,000	87,600,000
流動資産合計	41,461,565,600	46,054,801,837
資産合計	41,461,565,600	46,054,801,837
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	903,150	70,064,493
前受金	333,430,000	-
未払解約金	10,000	2,572,845
流動負債合計	334,343,150	72,637,338
負債合計	334,343,150	72,637,338
純資産の部		
元本等		
1 元本		
元本	45,099,607,341	45,642,953,560
元本合計	45,099,607,341	45,642,953,560
2 剰余金		
期末剰余金又は欠損金 ()	3,972,384,891	339,210,939
剰余金合計	3,972,384,891	339,210,939
元本等合計	41,127,222,450	45,982,164,499
純資産合計	41,127,222,450	45,982,164,499
負債・純資産合計	41,461,565,600	46,054,801,837

(注) 「225マザーファンド」は、毎年11月10日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成20年11月10日ならびに平成21年11月10日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	第9期 自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式・新株予約権証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 (平成20年11月10日現在)	第9期 (平成21年11月10日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 45,099,607,341口	当該計算期間の末日における受益権の総数 45,642,953,560口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 3,972,384,891円	
3. 1単位当たり純資産額	0.9119円 (1万口=9,119円)	1.0074円 (1万口=10,074円)

(デリバティブ取引に関する注記)

・取引の状況に関する事項

項目	第8期 自平成19年11月13日 至平成20年11月10日	第9期 自平成20年11月11日 至平成21年11月10日
1. 取引の内容	<p>当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。</p> <p>先物取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 <p>スワップ取引</p> <p>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引。</p>	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。	同左
3. 取引の利用目的	信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとして価格変動リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p>	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。	同左

- ・取引の時価等に関する事項
デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

株式関連

第8期（平成20年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 （日経平均225先物） 買建	2,229,290,000 (2,229,585,050)	- (-)	2,562,720,000	333,430,000 (333,134,950)
	買建 合計	2,229,290,000 (2,229,585,050)	- (-)		

第9期（平成21年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 （日経平均225先物） 買建	2,227,995,000 (2,228,229,592)	- (-)	2,161,530,000	66,465,000 (66,699,592)
	買建 合計	2,227,995,000 (2,228,229,592)	- (-)		

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2．株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
なお、（ ）内は手数料相当額を含んだ場合の金額を表わしています。
- 4．株価指数先物取引の取引市場は、大阪証券取引所です。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自平成19年11月13日至平成20年11月10日）

該当事項はありません。

第9期（自平成20年11月11日至平成21年11月10日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

第 8 期 (平成20年11月10日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	37,346,496,494円
同期中における追加設定元本額	11,796,707,131円
同期中における一部解約元本額	4,043,596,284円
期末における元本の内訳	
三井住友・225オープン	38,896,860,875円
三井住友・DC年金日本株式225ファンド	1,394,912,251円
S M A M・日本株式225ファンド	257,600,635円
日本株式225ファンドVA<適格機関投資家専用>	4,550,233,580円
合計	45,099,607,341円

第 9 期 (平成21年11月10日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	45,099,607,341円
同期中における追加設定元本額	9,849,094,902円
同期中における一部解約元本額	9,305,748,683円
期末における元本の内訳	
三井住友・225オープン	39,391,858,660円
三井住友・DC年金日本株式225ファンド	1,960,036,915円
日本株式225ファンドVA<適格機関投資家専用>	4,291,057,985円
合計	45,642,953,560円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

(単位:円)

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
日本水産	180,000	250	45,000,000	
マルハニチロホールディングス	180,000	133	23,940,000	
国際石油開発帝石	180	779,000	140,220,000	
コムシスホールディングス	180,000	884	159,120,000	
大成建設	180,000	174	31,320,000	
大林組	180,000	339	61,020,000	
清水建設	180,000	350	63,000,000	
鹿島建設	180,000	214	38,520,000	
大和ハウス工業	180,000	950	171,000,000	
積水ハウス	180,000	788	141,840,000	
日揮	180,000	1,755	315,900,000	
千代田化工建設	180,000	705	126,900,000	
日清製粉グループ本社	180,000	1,224	220,320,000	
明治ホールディングス	18,000	3,600	64,800,000	
日本八ム	180,000	1,026	184,680,000	
サッポロホールディングス	180,000	468	84,240,000	
アサヒビール	180,000	1,612	290,160,000	
キリンホールディングス	180,000	1,434	258,120,000	
宝ホールディングス	180,000	546	98,280,000	
キッコーマン	180,000	1,045	188,100,000	
味の素	180,000	851	153,180,000	
ニチレイ	180,000	336	60,480,000	
日本たばこ産業	900	253,000	227,700,000	
東洋紡績	180,000	142	25,560,000	
ユニチカ	180,000	71	12,780,000	
日清紡ホールディングス	180,000	815	146,700,000	
帝人	180,000	274	49,320,000	
東レ	180,000	484	87,120,000	
三菱レイヨン	180,000	287	51,660,000	
王子製紙	180,000	379	68,220,000	
三菱製紙	180,000	112	20,160,000	
北越紀州製紙	180,000	454	81,720,000	
日本製紙グループ本社	18,000	2,315	41,670,000	
クラレ	180,000	1,044	187,920,000	
旭化成	180,000	461	82,980,000	
昭和電工	180,000	176	31,680,000	
住友化学	180,000	360	64,800,000	
日産化学工業	180,000	1,196	215,280,000	
日本曹達	180,000	354	63,720,000	
東ソー	180,000	253	45,540,000	

電気化学工業	180,000	368	66,240,000	
信越化学工業	180,000	4,790	862,200,000	
三井化学	180,000	307	55,260,000	
三菱ケミカルホールディングス	90,000	326	29,340,000	
宇部興産	180,000	242	43,560,000	
日本化薬	180,000	804	144,720,000	
花王	180,000	2,045	368,100,000	
富士フイルムホールディングス	180,000	2,565	461,700,000	
資生堂	180,000	1,650	297,000,000	
協和発酵キリン	180,000	1,015	182,700,000	
武田薬品工業	180,000	3,580	644,400,000	
アステラス製薬	180,000	3,300	594,000,000	
大日本住友製薬	180,000	908	163,440,000	
塩野義製薬	180,000	1,917	345,060,000	
中外製薬	180,000	1,720	309,600,000	
エーザイ	180,000	3,280	590,400,000	
第一三共	180,000	1,719	309,420,000	
新日本石油	180,000	415	74,700,000	
昭和シェル石油	180,000	818	147,240,000	
新日鉱ホールディングス	180,000	375	67,500,000	
横浜ゴム	180,000	367	66,060,000	
ブリヂストン	180,000	1,428	257,040,000	
日東紡績	180,000	158	28,440,000	
旭硝子	180,000	832	149,760,000	
日本板硝子	180,000	281	50,580,000	
住友大阪セメント	180,000	161	28,980,000	
太平洋セメント	180,000	107	19,260,000	
東海カーボン	180,000	421	75,780,000	
TOTO	180,000	503	90,540,000	
日本碍子	180,000	2,025	364,500,000	
新日本製鐵	180,000	342	61,560,000	
住友金属工業	180,000	235	42,300,000	
神戸製鋼所	180,000	166	29,880,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	18,000	3,080	55,440,000	
大平洋金属	180,000	678	122,040,000	
日本軽金属	180,000	85	15,300,000	
三井金属鉱業	180,000	238	42,840,000	
東邦亜鉛	180,000	471	84,780,000	
三菱マテリアル	180,000	234	42,120,000	
住友金属鉱山	180,000	1,526	274,680,000	
DOWAホールディングス	180,000	535	96,300,000	
古河機械金属	180,000	120	21,600,000	
古河電気工業	180,000	391	70,380,000	
住友電気工業	180,000	1,043	187,740,000	
フジクラ	180,000	448	80,640,000	
SUMCO	18,000	1,730	31,140,000	

東洋製罐	180,000	1,460	262,800,000
日本製鋼所	180,000	1,143	205,740,000
オークマ	180,000	429	77,220,000
小松製作所	180,000	1,858	334,440,000
住友重機械工業	180,000	416	74,880,000
日立建機	180,000	2,285	411,300,000
クボタ	180,000	759	136,620,000
荏原製作所	180,000	395	71,100,000
ダイキン工業	180,000	3,170	570,600,000
日本精工	180,000	582	104,760,000
N T N	180,000	346	62,280,000
ジェイテクト	180,000	994	178,920,000
日立造船	180,000	126	22,680,000
三菱重工業	180,000	316	56,880,000
I H I	180,000	170	30,600,000
コニカミノルタホールディングス	180,000	902	162,360,000
ミネベア	180,000	407	73,260,000
日立製作所	180,000	299	53,820,000
東芝	180,000	515	92,700,000
三菱電機	180,000	641	115,380,000
富士電機ホールディングス	180,000	159	28,620,000
明電舎	180,000	451	81,180,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	180,000	750	135,000,000
日本電気	180,000	260	46,800,000
富士通	180,000	537	96,660,000
沖電気工業	180,000	82	14,760,000
パナソニック	180,000	1,216	218,880,000
シャープ	180,000	961	172,980,000
ソニー	180,000	2,615	470,700,000
T D K	180,000	5,120	921,600,000
三洋電機	180,000	163	29,340,000
ミツミ電機	180,000	1,631	293,580,000
アルプス電気	180,000	562	101,160,000
パイオニア	180,000	250	45,000,000
クラリオン	180,000	89	16,020,000
横河電機	180,000	695	125,100,000
アドバンテスト	360,000	2,010	723,600,000
カシオ計算機	180,000	706	127,080,000
ファナック	180,000	7,620	1,371,600,000
京セラ	180,000	7,430	1,337,400,000
太陽誘電	180,000	994	178,920,000
パナソニック電工	180,000	1,017	183,060,000
キヤノン	270,000	3,410	920,700,000
リコー	180,000	1,216	218,880,000
東京エレクトロン	180,000	4,980	896,400,000
デンソー	180,000	2,475	445,500,000

三井造船	180,000	242	43,560,000
川崎重工業	180,000	216	38,880,000
日産自動車	180,000	653	117,540,000
いすゞ自動車	180,000	185	33,300,000
トヨタ自動車	180,000	3,410	613,800,000
日野自動車	180,000	321	57,780,000
三菱自動車工業	180,000	132	23,760,000
マツダ	180,000	211	37,980,000
本田技研工業	360,000	2,850	1,026,000,000
スズキ	180,000	2,280	410,400,000
富士重工業	180,000	351	63,180,000
テルモ	180,000	4,830	869,400,000
ニコン	180,000	1,685	303,300,000
オリンパス	180,000	2,875	517,500,000
シチズンホールディングス	180,000	531	95,580,000
凸版印刷	180,000	756	136,080,000
大日本印刷	180,000	1,090	196,200,000
ヤマハ	180,000	936	168,480,000
東京電力	18,000	2,095	37,710,000
中部電力	18,000	2,025	36,450,000
関西電力	18,000	1,943	34,974,000
東京瓦斯	180,000	340	61,200,000
大阪瓦斯	180,000	292	52,560,000
東武鉄道	180,000	463	83,340,000
東京急行電鉄	180,000	380	68,400,000
小田急電鉄	180,000	692	124,560,000
京王電鉄	180,000	534	96,120,000
京成電鉄	180,000	499	89,820,000
東日本旅客鉄道	18,000	5,640	101,520,000
西日本旅客鉄道	180	310,000	55,800,000
日本通運	180,000	387	69,660,000
ヤマトホールディングス	180,000	1,285	231,300,000
日本郵船	180,000	327	58,860,000
商船三井	180,000	528	95,040,000
川崎汽船	180,000	325	58,500,000
全日本空輸	180,000	232	41,760,000
日本航空	180,000	105	18,900,000
三菱倉庫	180,000	947	170,460,000
ヤフー	720	26,610	19,159,200
トレンドマイクロ	180,000	3,080	554,400,000
スカパーJ S A Tホールディングス	180	40,700	7,326,000
日本電信電話	18,000	3,590	64,620,000
K D D I	1,800	455,000	819,000,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	180	128,200	23,076,000
東宝	18,000	1,340	24,120,000
エヌ・ティ・ティ・データ	1,800	262,100	471,780,000

C S Kホールディングス	180,000	349	62,820,000
コナミ	180,000	1,551	279,180,000
ソフトバンク	540,000	2,190	1,182,600,000
双日	18,000	173	3,114,000
伊藤忠商事	180,000	601	108,180,000
丸紅	180,000	468	84,240,000
豊田通商	180,000	1,298	233,640,000
三井物産	180,000	1,183	212,940,000
住友商事	180,000	864	155,520,000
三菱商事	180,000	1,995	359,100,000
J . フロント リテイリング	180,000	402	72,360,000
三越伊勢丹ホールディングス	180,000	831	149,580,000
セブン & アイ・ホールディングス	180,000	1,962	353,160,000
高島屋	180,000	595	107,100,000
丸井グループ	180,000	535	96,300,000
イオン	180,000	775	139,500,000
ユニー	180,000	663	119,340,000
ファーストリテイリング	180,000	16,690	3,004,200,000
新生銀行	180,000	117	21,060,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	180,000	503	90,540,000
りそなホールディングス	18,000	1,028	18,504,000
中央三井トラスト・ホールディングス	180,000	327	58,860,000
三井住友フィナンシャルグループ	18,000	3,170	57,060,000
千葉銀行	180,000	545	98,100,000
横浜銀行	180,000	429	77,220,000
ふくおかフィナンシャルグループ	180,000	330	59,400,000
静岡銀行	180,000	885	159,300,000
住友信託銀行	180,000	490	88,200,000
みずほ信託銀行	180,000	84	15,120,000
みずほフィナンシャルグループ	180,000	178	32,040,000
大和証券グループ本社	180,000	459	82,620,000
野村ホールディングス	180,000	638	114,840,000
みずほ証券	180,000	309	55,620,000
松井証券	180,000	626	112,680,000
三井住友海上グループホールディングス	54,000	2,230	120,420,000
損害保険ジャパン	180,000	560	100,800,000
東京海上ホールディングス	90,000	2,410	216,900,000
T & Dホールディングス	18,000	2,195	39,510,000
クレディセゾン	180,000	1,150	207,000,000
三井不動産	180,000	1,461	262,980,000
三菱地所	180,000	1,342	241,560,000
平和不動産	180,000	293	52,740,000
東急不動産	180,000	353	63,540,000
住友不動産	180,000	1,649	296,820,000
電通	180,000	1,881	338,580,000
東京ドーム	180,000	276	49,680,000

セコム	180,000	4,220	759,600,000	
合計	37,301,940		43,807,093,200	

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
新株予約権証券	DOWAホールディングス新株予約権	146,000	3,796,000	
	合計		3,796,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引に関する注記) . 取引の時価等に関する事項」に同様の内容が記載されているため、省略しております。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

平成21年12月30日現在

資産総額	2,162,797,495 円
負債総額	10,984,199 円
純資産総額(-)	2,151,813,296 円
発行済口数	2,100,349,402 口
1口当たり純資産額(/)	1.0245 円
(1万口当たり純資産額	10,245 円)

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	-
第2期	11,402,567	43,358
第3期	44,820,394	7,745,648
第4期	257,928,911	17,893,944
第5期	339,429,470	75,343,459
第6期	597,435,274	156,893,571
第7期	463,939,327	268,332,701
第8期	483,095,564	220,758,533
第9期	869,345,630	267,223,422

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成22年1月4日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

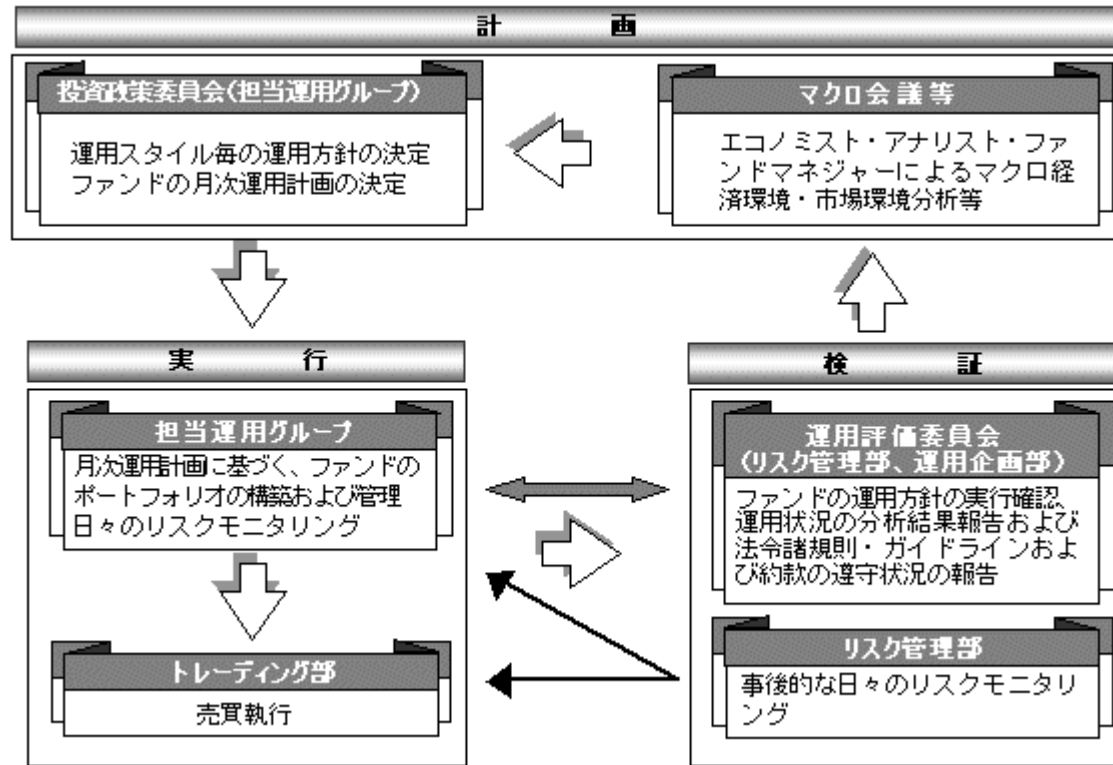
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成21年12月30日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	71 (1)	192,212 (225)
	追加型	243 (110)	4,179,865 (2,517,584)
	計	314 (111)	4,372,077 (2,517,809)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合計		314 (111)	4,372,077 (2,517,809)

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	第 2 4 期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	2	18,130,988	15,883,303
有価証券		5,994,478	2,998,947
前払費用		222,628	323,949
未収入金		-	3,593
未収委託者報酬		4,184,389	2,158,082
未収運用受託報酬		1,008,548	635,902
未収投資助言報酬	2	493,368	406,959
未収収益		8,180	8,062
未収還付法人税等		-	1,068,737
未収還付消費税等		-	182,000
繰延税金資産		439,833	68,795
その他の流動資産		24,816	2,641
流動資産計		30,507,231	23,740,977
固定資産			
有形固定資産			
有形固定資産	1		
建物		169,017	169,629
器具備品		225,583	200,701
有形固定資産合計		394,601	370,331
無形固定資産			
無形固定資産	1		
電話加入権		173	161
商標権		10,048	8,104
無形固定資産合計		10,222	8,266
投資その他の資産			
投資有価証券		1,598,911	2,542,125

関係会社株式	236,178	236,178
長期差入保証金	702,453	783,231
長期前払費用	18,200	14,643
会員権	17,113	20,113
繰延税金資産	15,024	34,393
投資その他の資産合計	2,587,882	3,630,686
固定資産計	2,992,706	4,009,284
資産合計	33,499,937	27,750,261

(単位：千円)

	第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)	第 2 4 期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	40,052	44,497
未払金		
未払収益分配金	2,787	947
未払償還金	28,571	23,376
未払手数料	2 1,727,481	891,493
その他未払金	149,275	112,743
未払費用	760,613	612,126
未払消費税等	366,587	-
未払法人税等	3,334,415	-
前受収益	5,985	-
賞与引当金	375,721	291,836
その他の流動負債	254	-
流動負債計	6,791,746	1,977,020
固定負債		
退職給付引当金	749,327	972,202
固定負債計	749,327	972,202
負債合計	7,541,073	2,949,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		

利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計	15,304,488	14,177,860
株主資本計	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,392	5,805
評価・換算差額等計	25,392	5,805
純資産合計	25,958,864	24,801,038
負債・純資産合計	33,499,937	27,750,261

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 2 3 期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第 2 4 期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,260,683	20,072,582
運用受託報酬	4,320,395	3,506,635
投資助言報酬	2,276,198	2,048,748
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	75,471	60,260
その他	-	2,749
営業収益計	38,937,748	25,695,976
営業費用		
支払手数料	15,226,126	9,326,200
広告宣伝費	834,129	529,276
公告費	8,062	1,227
受益証券発行費	218	-
調査費		
調査費	541,419	538,515
委託調査費	2,298,023	1,310,113
営業雑経費		
通信費	27,577	30,202
印刷費	325,929	302,661
協会費	18,986	23,322
諸会費	15,281	14,373
情報機器関連費	1,936,376	2,036,426
販売促進費	36,029	55,223
その他	60,681	55,485
営業費用計	21,328,842	14,223,029

一般管理費		
給料		
役員報酬	166,266	174,486
給料・手当	3,698,904	4,004,575
賞与	1,119,415	1,051,279
賞与引当金繰入額	375,721	291,836
交際費	20,571	23,229
寄付金	-	4,000
事務委託費	250,163	356,543
旅費交通費	249,775	258,981
租税公課	116,931	81,166
不動産賃借料	624,843	762,812
退職給付費用	277,530	262,634
固定資産減価償却費	149,507	119,811
諸経費	398,374	281,968
一般管理費計	7,448,006	7,673,326
営業利益	10,160,899	3,799,620

営業外収益			
受取配当金		8,036	-
有価証券利息		7,450	22,216
受取利息	1	34,555	36,255
為替差益		634	11,209
時効成立分配金・償還金		5,827	7,832
原稿・講演料		4,424	3,910
雑収入		3,743	4,132
営業外収益計		64,671	85,555
営業外費用			
時効成立後支払分配金・償還金		1,826	693
雑損失		0	82
営業外費用計		1,826	775
経常利益		10,223,744	3,884,401
特別利益			
貸倒引当金戻入益		25,000	-
投資有価証券償還益		5,787	1,136
投資有価証券売却益		124,622	122
ゴルフ会員権売却益		5,555	-
特別利益計		160,966	1,259
特別損失			
固定資産除却損	2	12,288	688
投資有価証券償還損		503	84,238
投資有価証券評価損		17,700	65,553
投資有価証券売却損		56	464,272
投資有価証券清算損		256	-
ゴルフ会員権売却損		24,476	-
特別損失計		55,282	614,753
税引前当期純利益		10,329,428	3,270,907
法人税、住民税及び事業税		4,544,339	1,206,047
法人税等調整額		134,250	369,088
法人税等合計		4,410,088	1,575,135

当期純利益	5,919,339	1,695,771
-------	-----------	-----------

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第 2 3 期	第 2 4 期
	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
特別償却準備金		
前期末残高	9,041	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
当期変動額合計	9,041	-
当期末残高	-	-
別途積立金		

前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,613,302	13,483,283
当期変動額		
特別償却準備金取崩	9,041	-
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,869,980	1,126,628
当期末残高	13,483,283	12,356,655
利益剰余金合計		
前期末残高	10,443,548	15,304,488
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	15,304,488	14,177,860

株主資本合計		
前期末残高	21,072,532	25,933,472
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
当期変動額合計	4,860,939	1,126,628
当期末残高	25,933,472	24,806,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
評価・換算差額合計		
前期末残高	433,303	25,392
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	407,911	31,197
当期末残高	25,392	5,805
純資産合計		
前期末残高	21,505,836	25,958,864
当期変動額		
剰余金の配当	1,058,400	2,822,400
当期純利益	5,919,339	1,695,771
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	407,911	31,197
当期変動額合計	4,453,028	1,157,826
当期末残高	25,958,864	24,801,038

重要な会計方針

項目	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 (2) 退職給付引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。	同左 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

(会計処理の変更)

<p style="text-align: center;">第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>
<p>有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
<p style="text-align: center;">-</p>	<p>リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。</p>

(表示方法の変更)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。</p> <p>2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。</p> <p>3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。</p>	-

(追加情報)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。</p> <p>また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。</p>	-

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 126,027千円</p> <p>器具備品 859,261千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 60千円</p> <p>ソフトウェア 111,411千円</p> <p>商標権 9,393千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 150,704千円</p> <p>器具備品 941,423千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>電話加入権 72千円</p> <p>商標権 11,337千円</p>
<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 12,481,426千円</p> <p>未収投資助言報酬 478,296千円</p> <p>未払手数料 509,702千円</p>	<p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p>現金及び預金 10,311,398千円</p> <p>未収投資助言報酬 398,818千円</p> <p>未払手数料 331,400千円</p>
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p>	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p>

差引額	10,000,000千円	差引額	10,000,000千円
4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。		4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820千円	1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円
2 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。	2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

(リース取引関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)			1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)		
	器具備品	合計		器具備品	合計
取得価額相当額	9,504	9,504	取得価額相当額	5,330	5,330
減価償却累計額相当額	7,603	7,603	減価償却累計額相当額	5,330	5,330
期末残高相当額	1,900	1,900	期末残高相当額	-	-
未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)			未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)		
1年以内	2,030		1年以内	-	
合計	2,030		合計	-	
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)			支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)		
支払リース料	2,067		支払リース料	2,067	
減価償却費相当額	1,900		減価償却費相当額	1,900	
支払利息相当額	104		支払利息相当額	37	
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・同左		
利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			利息相当額の算定方法 ・同左		
2.オペレーティング・リース取引			2.オペレーティング・リース取引		

(借主側)		(借主側)	
未経過リース料	(単位:千円)	未経過リース料(解約不能のもの)	(単位:千円)
1年以内	1,119	1年以内	710,121
1年超	1,959	1年超	962,627
合計	3,078	合計	1,672,748

(有価証券関係)

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

628,566	124,622	56
---------	---------	----

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	6,000,000	-	-	-
小計	6,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	6,000,000	-	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,998,947	2,998,800	147
小計	2,998,947	2,998,800	147
合計	2,998,947	2,998,800	147

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	329,907	346,809	16,902
小計	329,907	346,809	16,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,117,725	2,095,017	22,707
小計	2,117,725	2,095,017	22,707
合計	2,447,632	2,441,827	5,805

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	298 100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
882,530	122	464,272

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の債券 国債・地方債等	3,000,000	-	-	-
小計	3,000,000	-	-	-
(2)その他有価証券	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	3,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務の額 (単位：千円)	2. 退職給付債務の額 (単位：千円)
退職給付債務 749,327	退職給付債務 972,202
退職給付引当金 749,327	退職給付引当金 972,202
3. 退職給付費用の額 (単位：千円)	3. 退職給付費用の額 (単位：千円)
勤務費用 126,881	勤務費用 145,258
利息費用 9,519	利息費用 12,449
簡便法から原則法への変更による差額 125,138	過去勤務債務の費用処理額 87,363
その他 15,991	数理計算上の差異の費用処理額 6,153
退職給付費用 277,530	その他 11,409
	退職給付費用 262,634
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%
	過去勤務債務の額の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

数理計算上の差異の処理年数

1年(発生時において費用処理する方法)

(税効果会計関係)

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 152,880	賞与引当金 118,748
未払事業税 260,640	未払社会保険料 12,792
未払社会保険料 13,739	未払事業所税 6,134
未払事業所税 5,846	その他 5,436
その他 6,726	繰延税金資産計 143,111
繰延税金資産計 439,833	評価性引当額 -
評価性引当額 -	繰延税金資産合計 143,111
繰延税金資産合計 439,833	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 439,833	未収還付事業税 74,316
	繰延税金負債合計 74,316
	繰延税金資産の純額 68,795
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 304,901	退職給付引当金 395,589
ソフトウェア償却 78,264	ソフトウェア償却 101,933
投資有価証券評価損 29,953	投資有価証券評価損 56,627
特定外国子会社留保金額 159,153	特定外国子会社留保金額 193,760
その他 13,042	その他有価証券評価差額金 2,362
繰延税金資産計 585,314	その他 14,742
評価性引当額 552,870	繰延税金資産計 765,014
繰延税金資産合計 32,444	評価性引当額 730,620
繰延税金負債	繰延税金資産合計 34,393
その他有価証券評価差額金 17,420	繰延税金資産の純額 34,393
繰延税金負債合計 17,420	

繰延税金資産の純額	15,024		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減	2.4	評価性引当額の増減	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	0.0	住民税均等割等	0.2
その他	0.5	その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.2

(関連当事者との取引)

第23期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有)直接35		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の関係会社	三井生命保険(株)	東京都千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有)直接30		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の関係会社	三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有)直接17.5		当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有)直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

(注)1.上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2)その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2)子会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	139,844	-	-
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100		出向2名 業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主の子会社	住生コンピュータサービス(株)	大阪市淀川区	300,000	情報処理サービス業	% -	-	IT機器等購入 ITサポート	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用 長期前払費用 未払費用 未払金	4,225 11,572 40,881 1,412
主要株主の子会社	エムエルアイ・システムズ(株)	千葉県柏市	100,000	情報システムの企画、設計、保守等	% -	-	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用 未払費用	560 8,785

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

(単位 : 千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪府 大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 40	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,151,492 227,288	未収投資助言報酬 未払手数料	267,215 34,564
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,114,655	未払手数料	180,287

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,471,590円96銭	1株当たり純資産額	1,405,954円57銭
1株当たり当期純利益	335,563円48銭	1株当たり当期純利益	96,132円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,958,864千円	貸借対照表の純資産の部の合計額	24,801,038千円
普通株式に係る純資産額	25,958,864千円	普通株式に係る純資産額	24,801,038千円
普通株式の発行済株式数	17,640株	普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	5,919,339千円	損益計算書上の当期純利益	1,695,771千円
普通株式に係る当期純利益	5,919,339千円	普通株式に係る当期純利益	1,695,771千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	17,640株	普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,620,134
有価証券	2,999,230
前払費用	245,665
未収委託者報酬	2,895,496
未収運用受託報酬	658,499
未収投資助言報酬	443,157
未収収益	7,495
繰延税金資産	196,660
その他	16,660
流動資産合計	23,083,000
固定資産	
有形固定資産	330,844
無形固定資産	7,288
投資その他の資産	
投資有価証券	4,777,847
その他	938,827
投資その他の資産合計	5,716,674
固定資産合計	6,054,807
資産合計	29,137,807
負債の部	
流動負債	
預り金	45,983
未払金	1,225,025

未払費用		699,098
未払法人税等		865,628
前受収益		7,178
賞与引当金		257,569
その他	2	66,354
流動負債合計		<u>3,166,838</u>
固定負債		
退職給付引当金		1,055,906
固定負債合計		<u>1,055,906</u>
負債合計		<u>4,222,744</u>

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	12,441,640
利益剰余金合計	14,262,845
株主資本合計	24,891,829
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	23,234
評価・換算差額等合計	23,234
純資産合計	24,915,063
負債純資産合計	29,137,807

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		9,197,433
運用受託報酬		1,285,645
投資助言報酬		970,746
その他の営業収益		31,069
営業収益計		11,484,895
営業費用		6,364,198
一般管理費	1	3,508,168
営業利益		1,612,529
営業外収益	2	57,646
営業外費用	3	11,441
経常利益		1,658,734
特別利益		11,351
特別損失		3,607
税引前中間純利益		1,666,478
法人税、住民税及び事業税		846,969
法人税等調整額		112,195
法人税等合計		734,773
中間純利益		931,705

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,356,655
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705

当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	12,441,640
利益剰余金合計	
前期末残高	14,177,860
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	14,262,845
株主資本合計	
前期末残高	24,806,844
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
当中間期変動額合計	84,985
当中間期末残高	24,891,829

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
評価・換算差額等合計	
前期末残高	5,805
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	29,039
当中間期末残高	23,234
純資産合計	
前期末残高	24,801,038
当中間期変動額	
剰余金の配当	846,720
中間純利益	931,705
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	29,039
当中間期変動額合計	114,025
当中間期末残高	24,915,063

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第25期中間会計期間

(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,032,523千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	-
差引額	10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額109,050千円の支払保証を行っております。	

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	48,154千円
無形固定資産	977千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	9,890千円
還付加算金	37,708千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	11,441千円

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
1. 発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	-	-	17,640株	
2. 配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

注 記 事 項

(リース取引関係)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	660,929千円
<u>1年超</u>	<u>631,258千円</u>
合 計	1,292,187千円

注 記 事 項

(有価証券関係)

1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 満期保有目的の債券	2,999,230	2,999,100	130
合計	2,999,230	2,999,100	130
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2) その他有価証券			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,639,824	4,677,549	37,724
合計	4,639,824	4,677,549	37,724

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2) その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	100,000
合計	100,298

(デリバティブ取引関係)

第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
--

該当事項はありません。

注 記 事 項

（ 1 株当たり情報 ）

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,412,418円57銭
1株当たり中間純利益	52,817円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,915,063千円
普通株式に係る純資産額	24,915,063千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	931,705千円
普通株式に係る中間純利益	931,705千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（ 重要な後発事象 ）

第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成21年6月30日に開催された定時株主総会において、株券不発行会社に移行するため株券を発行することを定める条項を削除する定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額 11,000百万円（平成21年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称 株式会社三井住友銀行

（ロ）資本金の額 1,262,959百万円（平成21年9月末現在）

（ハ）事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である株式会社三井住友銀行は、委託会社株式を4,851株（持株比率27.5%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成21年2月5日	有価証券報告書
平成21年2月5日	有価証券届出書
平成21年4月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年7月10日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年8月7日	半期報告書
平成21年8月7日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年1月13日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金日本株式225ファンドの平成20年11月11日から平成21年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金日本株式225ファンドの平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金日本株式225ファンドの平成19年11月13日から平成20年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金日本株式225ファンドの平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 孝 昭 印
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 橋 本 克 己 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。